

ふれあいサロン・社協行事傷害補償

普通傷害保険

社協が行うふれあいサロン活動中や社協が主催する行事中に、その参加者の急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガを補償します。また、活動のための往復途上や、外出中の事故も対象となります。

被保険者(保険の補償を受けられる方)

ふれあいサロンや社協行事の参加者・社協職員・ボランティアなど

対象となる活動

●社協が行うふれあいサロン事業*(ふれあいいきいきサロン、ふれあい子育てサロン など)

●社協が主催する行事*(宿泊を伴わないもの)

*「ボランティア行事用保険」のA1区分の行事のみが対象となります。A2・A3区分およびBプラン(宿泊を伴う行事)、Cプランに該当する行事につきましては「ボランティア行事用保険」にご加入ください。

A1区分行事の例

各種講習会、各種研修会、会議、会合、施設見学会、食事会、ハイキング、空缶拾い、いちご狩り、遠足、お花見会、オリエンテーリング(徒歩によるもの)、河川清掃、草むしり、テニス、街頭募金、ゲートボール、コンサート、山菜取り、潮干狩り、自然観察、海岸清掃、水泳、ソフトボール、炊き出し、田植え、ドッジボール、人形劇、花火大会(市販程度のもの)、花火見物、バーベキュー、パザー、バレーボール、ボウリング、盆踊り、豆まき大会、もちつき、雪かき、ラジオ体操、料理教室、老人スポーツ大会 など

ご注意!

- 「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」では、損害賠償責任の補償はありませんのでご注意ください。(社協の保険プラン1-①賠償補償に加入されていることを前提としたプランです。)
- オンラインでの開催や自宅で行うサロンや行事は加入対象となりません。
- 加入できるのは、都道府県・市区町村社協に限ります。(77ページQ3をご覧ください。)
- 社協以外が開催されるサロンや行事は、ボランティア行事用保険をご利用ください。
- 参加者名簿の取り扱いについて
被保険者(補償の対象となる方)の本人確認の正確化を図るために参加者名簿については、氏名・住所・電話番号を記載したものを備付けください。

お支払いする保険金 健康保険、生命保険、加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡} \cdot \text{後遺障害保険金額の全額}$
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡} \cdot \text{後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合}(4\% \sim 100\%)$
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(事故の発生の日から180日以内)}$
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍}) \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍}) \end{aligned}$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$ (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合は、通院保険金の重複支払いは行いません。

【用語の定義】

用語	内容
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

保険金額(補償金額)・保険料

(保険期間1年、一括払)

補償内容		Aプラン	Bプラン	
保険金額	死亡保険金	210万円	530万円	
	後遺障害保険金	210万円(限度額)	530万円(限度額)	
	入院保険金日額	2,800円	4,700円	
	手術保険金	入院中の手術	28,000円	47,000円
		外来の手術	14,000円	23,500円
通院保険金日額	1,600円	2,600円		
保険料 1名・1日あたり		13円	27円	

- 全プランに細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約がセットされています。
- ふれあいサロン・社協行事の参加者のうち、社協職員・ボランティアを補償の対象から除くことができます。その場合はインターネット入力時にチェックを入れてください。

保険金をお支払いする主な例

- ◆行事開催中、参加者が石につまずき転んでケガをし通院した。
- ◆ふれあいサロンに参加するため家を出て歩いて会場に行く途中、自転車に接触してケガをし通院した。
- ◆ふれあいサロン活動中、参加者が階段から落ちて骨折し入院した。
- ◆ボランティアが、行事中に誤って手を切ってしまうと通院した。
- ◆参加者が、行事中に日射病になり病院に搬送され、入院した。
- ◆参加者が、自動車で会場に行く途中に自動車事故にあい骨折し、後遺障害が生じた。
- ◆行事でお弁当が配付され、参加者が食中毒になり通院した。

など

保険金をお支払いできない主な例

- 故意または重大な過失による場合
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 外科的手術その他の医療処置
- 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
- 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故

など

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

その他注意事項

- 加入申込人は都道府県・市区町村社協のみとなります。ボランティアグループや地区社協などがサロンを主催する場合は「ボランティア行事用保険」にご加入ください。
- 参加者名簿(氏名・住所・電話番号)は必ず社協にて備付けてください。加入申込時にご提出の必要はありませんが、保険金請求時に必要となります。
- 宿泊行事は対象となりませんので、「ボランティア行事用保険」(Bプラン)にご加入ください。
- 「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」には1日の最低加入人数条件はありません。
- 「ふれあいサロン」は、手続きが完了した翌日以降の保険期間について補償します。
また、「社協行事」については、保険期間内でかつインターネットの日程欄に入力した日程を補償します。

手続きの完了とは、インターネットで加入申込をし、保険料を全社協指定口座に払込んだときとします。

保険料の計算例

加入例/1日参加人数50名、年間開催日数10日間でAプランに加入される場合(全員)

年間延べ人数: 50名×10日間=500名 保険料: 500名×13円=6,500円

ふれあいサロン・社協行事傷害補償 Q&A

加入手続き・補償内容について

- Q1** ボランティアグループが、ふれあい(いきいき)サロンを運営しています。ボランティアグループが加入することができますか？
- A1** この補償制度は都道府県・市区町村社協しか加入申込人になることができません。ボランティアグループとして加入する場合は、「ボランティア行事用保険」にご加入ください。
- Q2** 補償はいつから開始しますか？
- A2** 保険料払込日翌日以降開催されるサロンから補償を開始します。インターネットで加入手続きを行ってください。
- Q3** 地区社協や校区社協でふれあい(いきいき)サロンの運営や独自の行事を実施しています。地区社協で加入することはできますか？
- A3** 加入できません。
ただし、都道府県・市区町村社協から依頼されサロンを運営する場合は、都道府県・市区町村社協から申込みいただくことにより加入できます。
地区社協が主体的に運営するサロンや行事については、「ボランティア行事用保険」をご利用ください。
- Q4** ふれあい(いきいき)サロンの参加者のうち、職員とボランティアは他の保険に加入しているので、この保険から外したいのですができますか？
- A4** インターネットの入力時に「除く社協職員」「除くボランティア」にチェックを入れることで、被保険者を参加者だけに特定することができます。
- Q5** 参加者の往復途上の事故も対象になりますか？
- A5** 往復途上の事故も対象になります。ただし、通常の経路をはずれて寄り道をした場合には対象になりませんのでご注意ください。
- Q6** 「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」と「ボランティア行事用保険」との違いは何でしょうか？
- A6** 「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」は行事主催者や参加者のケガの補償のみですが、「ボランティア行事用保険」は、ケガの補償以外に行事主催者の損害賠償責任も補償されます。
なお、「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」に加入できるのは都道府県・市区町村社協のみとなります。
ボランティアグループや地区社協などがサロンまたは行事を主催する場合は「ボランティア行事用保険」にご加入ください。
詳細については「ボランティア行事用保険・ふれあいサロンの早わかり(78ページ掲載)」をご参照ください。
- Q7** 社協の保険プラン1-①賠償補償の総合補償タイプに加入しています。社協主催の介護職員初任者研修を実施しますが、賠償補償は社協の保険で加入しているので、「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」への加入で補償は十分でしょうか？
- A7** 社協の保険の賠償補償は、主催者として社協が被った損害賠償責任を補償するものです。参加者が負担する損害賠償責任は補償対象外となります。なお、「ボランティア行事用保険」では介護職員初任者研修などについては参加者の実習中の損害賠償責任を補償しておりますので、「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」ではなく、「ボランティア行事用保険」に別途加入されることをご検討ください。
- Q8** 社協の保険プラン1-①賠償補償の総合補償タイプに加入しています。社協主催の施設見学会について加入する場合、「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」と「ボランティア行事用保険」のどちらに加入したらよいか教えてください。
- A8** 賠償事故は社協の保険プラン1-①の総合補償タイプで補償できるので、ケガの補償だけの「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」への加入をお勧めします。

変更手続きについて

- Q9** 当初の予定を変更して、次のサロンはバスで紅葉を見に行くことになりました。このような場合、事前に報告の必要はありますか？
- A9** 事前に「変更届出書」をFAX送信してご通知ください。
※宿泊を伴う場合には、「ボランティア行事用保険」Bプランにご加入ください。
- Q10** サロンが急遽中止になりました。保険料は返れいしてもらえますのですか？
- A10** サロンが中止になった場合、原則としてサロン開催日前日までに「変更届出書」をFAX送信してご通知ください。全社協より加入社協の口座に中止分の返れい金を振込みます。
- Q11** 現在Aプランに加入していますが、補償の高額なBプランへの変更を検討しています。その場合どのようにすればよいのですか？
- A11** すでに終了しているふれあいサロンや社協行事などについては変更できませんが、まだ実施されていない分については「変更届出書」をFAX送信してご通知いただくと同時に、追加の保険料を払込んでください。

「ボランティア行事用保険」・「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」の早わかり

令和6年度

項目		ボランティア行事用保険			ふれあいサロン・社協行事傷害補償		
		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Aプラン	Bプラン	
加入対象者		社協およびその構成員・会員ならびに社協が運営するボランティア、市民活動センター等に登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体			都道府県・市区町村社協		
被保険者	ケガの補償	行事参加者（主催者含む）			ふれあいサロンや社協行事の参加者・社協職員・ボランティア等		
	賠償責任の補償	行事主催者+共催者（注1）			賠償補償なし		
対象となる行事		地域福祉活動やボランティア活動の一環として日本国内で行われる行事			社協が行うふれあいサロン事業や社協が主催する行事		
宿泊の有無		宿泊を伴わない行事のみ	宿泊を伴う行事	宿泊を伴わない行事のみ	宿泊を伴わない行事のみ		
参加者の特定		要特定		事前に特定できない行事	要特定		
名簿の要否		要備付	要提出	不要	要備付		
行事区分		A1～A3の3区分	区分なし	A1区分のみ	A1区分のみ		
開催場所		自宅は対象外		制限あり（注2）	自宅は対象外		
傷害の補償	項目	Aプラン（日帰り）	Bプラン（宿泊）	Cプラン（日帰り）	Aプラン	Bプラン	
	死亡保険金	400万円			210万円	530万円	
	後遺障害保険金（限度額）	400万円			210万円	530万円	
	入院保険金日額	3,500円			2,800円	4,700円	
	手術保険金	入院手術	35,000円			28,000円	47,000円
		外来手術	17,500円			14,000円	23,500円
	通院保険金日額	2,200円			1,600円	2,600円	
	食中毒	○	○	○	○	○	
熱中症	○	○	○	○	○		
賠償の補償	身体賠償（1事故限度額）	2億円			賠償責任の補償はありません（社協の保険・総合賠償で対応）		
	財物賠償（1事故限度額）	1,000万円					
往復途上の補償		○	○	×	○		
保険料（1名・1日あたり）		A1区分：28円	1泊2日：241円	A1区分：28円	Aプラン：13円	Bプラン：27円	
		A2区分：126円	2泊3日：295円	/			
		A3区分：248円	3泊4日：300円他				
20名未満の加入		○	○	○	○		
最低保険料（20名未満の場合）		20名分の保険料	なし	20名分の保険料	なし		
WEB加入		×	×	×	○		

（注1）参加者の実習を伴う行事の場合は、行事参加者個人の实習中の損害賠償責任も補償します。

（注2）建物内（施設内）で開催される行事、または屋外の場合は開催場所の境界が明確に区分できる会場（例：公園、グラウンド等）で開催する行事に限ります。

ふれあいサロン、社協行事傷害補償